

## 特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会（以下 JHP という。）の理事および監事（以下役員という）の報酬その他の事項を定める。

### (役員の種類)

第2条 役員とは、理事会で選任された理事および監事をいう。

### (報酬額)

第3条 役員報酬は、無報酬とする。

- 2 常勤する役員のうち、就任の事情ならびに貢献度などを勘案し必要と認めた場合は、役員報酬を支給することがある。

### (報酬額の決定)

第4条 役員報酬額は理事会において決定する。

- 2 前項にかかわらず、役員報酬額を代表理事に一任して決定することができる。

### (臨時の処置)

第5条 理事会は、必要に応じて報酬額の増額や減額の処置をとることができる。

### (支払形態)

第6条 役員報酬は、通貨で直接役員に全額を支払う。ただし、役員申し出により銀行振込または郵便貯金振込の方法により支払うことができる。

### (報酬からの控除)

第7条 役員報酬の支払いに際して、次のものを控除することができる。

- (1) 社会保険料など法令で定められた保険料
- (2) JHPの支給する役員報酬に係る所得税および住民税
- (3) 本人から申し出のあった前払金・貸付金・立替金等

### (締切と支給時期)

第8条 役員報酬は、その月の1日から末日までの分を、東京事務所の場合は25日、プノンペン事務所の場合は末日に支給する。

- 2 前項に定める支給日が休日の場合は、その前日に繰り上げて支給する。

### (通勤手当)

第9条 常勤する役員に対しては、次の各号のいずれかの通勤手当を支給する。

- (1) 交通機関を利用する場合は、当該交通機関の乗車賃金相当額。
- (2) 自動車、自転車等の交通手段を使用する場合は、代表理事が決定した金額に基づき、走行距離に応じて支給する。
- (3) 交通機関を利用するほか、併せて自動車、自転車の交通手段を使用する場合は、前者については第1号を、後者については第2号を準用して計算した額の合計額とする。

### (その他の事項)

第10条 この規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

### (施行)

第11条 この規程は、平成15年8月1日から施行する。

### 附則

- 1 この規程は、平成27年7月13日に一部改定した。

# 特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会 給与規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会（以下 JHP という。）就業規則（以下「規則」という。）第52条に基づき、職員の給与に関することを定める。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に規定する職員に適用する。ただし、労働基準法第41条に規定する管理監督の地位にある者には、特に定めるもののほか時間外の規定は適用しない。

### (給与の種類)

第3条 給与とは、賃金、賞与及び時間外の一部を含め年俸制給与とする。

### (賃金体系)

第4条 この規程に定めない給与関係事項は、労働基準法の定めるところによる。

### (給与の支払形態)

第5条 賃金は、通貨で直接職員に全額を支払う。ただし、職員の申し出により銀行振込の方法により支払うことができる。

### (賃金からの控除)

第6条 賃金の支払いに際して、次のものを控除する。

- (1) 社会保険料など法令で定められた保険料
- (2) JHPの支給する賃金に係る所得税および住民税
- (3) 賃金から控除することについて、職員の過半数を代表とする者との間で書面によって協定されたもの

### (賃金の締切と支給時期)

第7条 職員の賃金の締切及び支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 賃金は、毎月15日を締切日とし、その月の1日から末日までの分を25日に支給する。
- (2) 時間外勤務手当・休日勤務手当は、毎月末を締切日としその月分を翌月25日

に支給する。

(3) 通勤手当は、職員の申請に基づきその都度支給する。

- 2 前項に定める支給日（通勤手当を除く。）が休日の場合は、その前日に繰り上げて支給する。

#### (新入職員の賃金の取扱い)

第8条 新入職員のその月の給与は、日割計算により月末に支給する。ただし、各月の1日入社した職員に対しては、その月の1日から末日までの分をその月の25日に支給する。

#### (端数処理)

第9条 時間外勤務、休日勤務等の勤務時間を算出する場合、各賃金細目ごとに一賃金計算期間の勤務時間を合計し、それぞれに1時間未満の端数が生じたときは30分未満は0分に、30分以上は1時間に切り上げて計算する。

- 2 日割計算、時間外勤務手当等の額の算出にあたり、円未満の端数が生じたときは、各賃金細目ごとに、その端数を切り捨てて計算する。

#### (私傷病による欠勤者の賃金の取扱い)

第10条 業務外事由による傷病（以下私傷病という。）のため欠勤する職員に対しては、欠勤開始日の翌日より起算して1ヵ年間、第7条第1項に定める賃金の全額を支給する。ただし、当初欠勤日まで勤続3ヵ年未満の者に対しては、その期間を原則として6ヶ月とする。なお、この場合中間において2ヶ月以上の継続出勤がなければ、欠勤期間は中断されないものとする。

#### (欠勤控除)

第11条 私傷病以外の欠勤については、1日につき賃金の30分の1を減額する。

## 第2章 賃 金

### 第1節 年 俸

#### (総 則)

第12条 給与は賞与及び時間外勤務手当の一部を含む年俸制とする。

- 2 年俸制給与の支払形態は、年俸額の12分の1を毎月支給する。

#### (年俸の決定)

第13条 年俸は次の各号に掲げる事項を要素として毎年4月に決定する。

- (1) 職員に割当てる職務の複雑さと責任の度合い
- (2) 職員の年齢、経験、及び勤務成績
- (3) 1年間の業務成績・職務遂行能力の向上・責任感等

(中途採用者の初任給)

第 14 条 中途採用者の年俸は、第 13 条に準じて決定する。

(特別昇給)

第 15 条 勤務成績が特に優秀であると認められた者については、前条の規定にかかわらず特別昇給させることができる。

## 第 2 節 諸 手 当

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第 16 条 所定勤務時間を超えて又は休日に勤務した場合には、時間外勤務手当又は休日勤務手当を、深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）において勤務した場合には深夜勤務手当をそれぞれ労働基準法により支給する。ただし、年俸契約時に決定した時間外見合い分については支給しないものとする。

- 2 所定勤務時間を超えて、又は休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ労働基準法により、時間外勤務手当又は休日勤務手当と深夜勤務手当を支給する。

(通勤手当)

第 17 条 通勤経路が 2 km 以上となる職員に対しては、次の各号いずれかの通勤手当を支給する。ただし、2 以上の交通機関を利用して通勤する場合は、原則としてそれぞれの交通機関の乗車区間が 1 km 以上でなければならない。また、交通機関の料金に差がある場合は、いずれか一方の低料金を支給する。それ以外の場合は代表理事の認定による。

- (1) 交通機関の乗車区間が 1 km 以上の職員に対しては、当該交通機関の定期乗車賃相当額。
- (2) 自動車、自転車等の交通手段を使用する職員に対しては、代表理事が決定した金額に基づき、走行距離に応じて支給する。なお、走行距離は 2 km 以上でなければならない。
- (3) 交通機関を利用するほか、併せて自動車、自転車等の交通手段を使用する場合は、前者については第 1 号を、後者については第 2 号を準用して計算した額の合計額とする。

### 第3章 賞 与

#### (賞 与)

第18条 賞与は、原則として年俸の内に含めるものとする。

- 2 特別に賞与を支給する場合には、賞与の支給額、支給条件及び支給日はその都度定める。

#### 附 則

この規程は、平成12年10月27日から施行する。

この規程は、平成26年1月8日に一部改定した。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会	事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
-----	-----------------------	------	----------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取会費	3,399,000 円
事業収益	16,345,816 円
受取助成金	2,670,791 円
受取寄付金	85,431,999 円
その他収益 (預金利息等)	5,604,041 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	113,451,647 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
特になし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

特になし









4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
[Redacted]	15,000 円	2018. 4 .2
	1,000,000 円	2018. 4 .3
	100,000 円	2018. 4 .5
	40,000 円	2018. 4 .12
	8,000 円	2018. 5 .17
	8,000 円	2018. 5 .24
	100,000 円	2018. 7 .31
	900,000 円	2018. 8 .8
	1,121,000 円	2018. 10 .18
	1,121,000 円	2018. 10 .18
		円
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
23 人	28,126,326 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2018.10.31			運営支援	1,121,000 円
2019. 3 .29			運営支援	1,676,100 円
2018. 4 .30			奨学金	18,199 円
2018. 6 .19			文具・登録料	9,398 円
2018. 6 .30			奨学金	17,849 円
2018. 8 .31			奨学金	17,589 円
2018.10.31			奨学金	17,010 円
2018.12 .30			奨学金	17,878 円
2019. 1 .31			奨学金	17,404 円
.				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2018. 4 .5	ネパール学校建設費	2,008,349 円
2018. 4 .16	カンボジア学校建設費	5,440,411 円
2018. 5 .14	カンボジア学校建設費	2,182,800 円
2018. 5 .14	ネパール学校建設活動費	2,067,770 円
2018. 6 .4	ネパール学校建設費	2,767,500 円
2018. 6 .21	カンボジア学校建設費	1,671,450 円
2018. 7 .5	カンボジア学校建設費	3,903,900 円
2018. 8 .13	カンボジア学校建設費	4,446,800 円
2018. 8 .14	ネパール学校建設費	3,354,000 円
2018. 9 .18	カンボジア学校建設費	1,917,430 円
2018.10.17	カンボジア学校建設費	2,835,250 円

実 施 日	使 途	金 額
2018. 11 .5	ネパール学校建設費	4,973,495 円
2018. 12 .3	カンボジア教育活動費	2,000,000 円
2018. 12 .6	カンボジア学校建設費	7,847,000 円
2019. 1 .17	カンボジア学校建設費	3,885,350 円
2019. 1 .17	ネパール学校建設費	3,900,000 円
2019. 1 .17	ネパール学校建設活動費	1,665,150 円
2019. 2 .14	カンボジア学校建設費	5,007,600 円
2019. 3 .19	カンボジア学校建設費	13,520,540 円
・ ・		円
・ ・		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会	チェック欄
-----	-----------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	<p>✓</p>
---	----------

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	平成30年4月1日～平成31年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		12人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳												
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況								
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	轉任	就任・退任 年月日	
笹平 美江子		代表理事		○								平成12年11月8日就任
今川 純子		副代表理事		○								平成12年11月8日就任
佐伯 蘭子		理事		○								平成12年11月8日就任
山岡 修一		理事		○								平成12年11月8日就任
佐谷 隆一		理事		○								平成12年11月8日就任
脇田 知子		理事		○								平成12年11月8日就任
吉岡 健治		理事		○								平成14年4月1日就任
青野 達司		理事		○								平成24年4月1日就任
青木 一能		理事		○								平成24年10月26日就任 平成31年5月31日退任
岩本 宗孝		理事		○								平成26年4月1日就任
伊藤 多榮子		理事		○								平成28年5月12日就任
中込 祥高		理事		○								平成28年5月12日就任
櫛田 正昭		監事		○								平成26年9月1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	週1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	週1回	7年
現金出納帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	7年
預金出納帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	7年
固定資産台帳	会計ソフト使用 ルーズリーフ	年1回	7年
棚卸資産台帳	表計算ソフト(EXCEL)使用 ルーズリーフ	週1回	7年
給与台帳	給与ソフト(給料王)使用 表計算ソフト(EXCEL)使用	月1回	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。



## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>